

(財)北海道女性協会が実施する事業の検証等について

1 検証

評価	意見等
■事務事業評価	<ul style="list-style-type: none"> 北海道女性協会に対する補助金について、男女平等参画社会を推進する中で道の補助目的を明確化すること。 団体に対する補助金は団体の自立を促す観点から大幅な削減を検討すること。
■公共施設評価	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道男女平等参画推進条例」の制定に併せて、本施設を施策推進の拠点施設として位置付けているが、現状では、女性に比べ男性の利用が少ないなど、必ずしも男女平等参画を推進とする施設の設置目的に沿った利用とは言い難い面もあることから、今後の施策の推進方向や拠点施設の機能など、男女平等参画社会の実現を図る観点から在り方を検討すること。
■包括外部監査 (弁護士による補助事業の効果の検証)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、女性大学を継続する場合には、その目的を再確認した上で、それに適合する事業内容を再検討すること。 ボランティアビューローについては、現状の活動内容が事業目的に適合するかどうかの検証を行い、適合していないとすれば、廃止等を含め、抜本的な検討を行うこと。 <p style="text-align: right;">等</p>

2 法律相談

(1) 札幌（北海道立女性プラザ）

実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数(女性)	78	97	103	72 (12 昧)

(2) 道内各地

実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	23	15	20	31
男性	0	1	1	1
女性	23	14	19	30
相談地域	函館市 室蘭市 旭川市 北見市 帯広市 釧路市	深川市 帯広市 稚内市 網走市 函館市 釧路市	小樽市 帯広市 函館市 留萌市 北見市 苫小牧市	石狩市 室蘭市 旭川市 函館市 帯広市 北見市

＜財団法人北海道女性協会実施分＞

【参考】

＜第2次北海道男女平等参画基本計画＞(平成20年3月)

基本方向4 相談・支援機能の充実

(1) 相談業務の充実

また、男性からの相談対応について周知など配慮するとともに
相談しやすい環境の整備に努めます。

※北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえ記載。